

指定訪問看護ステーション運営規程

規程第 12 号

平成 24 年 12 月 18 日

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 6 月 6 日一部改正

平成 28 年 9 月 1 日一部改正

平成 30 年 2 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 11 月 1 日一部改正

令和 2 年 8 月 1 日一部改正

令和 2 年 10 月 1 日一部改正

令和 3 年 1 月 1 日一部改正

令和 3 年 1 月 13 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 10 月 3 日一部改正

令和 4 年 12 月 1 日一部改正

令和 5 年 3 月 1 日一部改正

令和 5 年 8 月 1 日一部改正

令和 6 年 3 月 31 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

(事業の目的)

第 1 条 公益財団法人周南市医療公社（以下「公社」という。）が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）等の人員及び管理運営に関する事項を定め、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第 2 条 看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション ゆめ風車
- (2) 所在地 周南市宮の前二丁目6番27号 周南市介護老人保健施設ゆめ風車内
(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(看護師1名兼務)
管理者は、看護師等の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師 3名以上(内常勤1名は管理者兼務)
看護師等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
- (4) 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(健康保険法等の訪問看護の利用料)

第8条 訪問看護を提供した場合、医療保険に基づく本人負担分を徴収する。

2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 その他時間外訪問料として、次の額を請求する。

(1) 基本料金 (22時から6時までの時間帯以外の休日・夜間)

30分当たり 1,000円＋消費税及び地方消費税

(2) 深夜料金 (22時から6時までの時間帯)

30分当たり 1,500円＋消費税及び地方消費税

4 その他利用料として、次の額を請求する。

(1) 死後の処置料 10,000円＋消費税及び地方消費税 (エンゼルセットを含む)

(2) その他の医療材料・機器貸出料等 (理事長が別に定める額)

(介護保険法の訪問看護の利用料)

第9条 訪問看護を提供した場合は、基本料金として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、支払限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 その他利用料として次の額を請求する。

(1) 死後の処置料 10,000円＋消費税及び地方消費税 (エンゼルセットを含む。)

(2) その他の医療材料・機器貸出料等 (理事長が別に定める額)

その他医療材料 実費

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、周南市(旧徳山市、旧新南陽市)、山口市(藤木、島地、上村)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 訪問看護中に事故が発生した場合は、状況に応じて、管理者、担当医、家族、及び市町村へ報告後、協議のうえ対処する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を看護師等との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その虐待防止するための必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーションの従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(ハラスメント対策)

第 15 条 ステーションにおけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

(業務継続計画)

第 16 条 業務継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護の提供がうけられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。